平成２４年（フ）第１０７号
富山県高岡市中曽根352番地の１
破産者　有限会社セキザワ自動車
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第９７６号
福岡市早良区西新５丁目15番55号
破産者　有限会社あっぷろうど
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３６９号
福岡市中央区今泉２丁目３番16号紙久ビル２階
破産者　有限会社志摩設備設計事務所
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８５７号
札幌市北区新川西３条５丁目13番12号
破産者　有限会社丸新山田工業
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４５号
仙台市宮城野区新田５丁目６番17号
破産者　株式会社亀仙
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
栃木県日光市大室361番地55　福田ハイツ101号室
破産者　ＦＣＣナカムラこと　中村　文男
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９９号
栃木県宇都宮市東浦町21番70号、開始決定時の住所栃木県宇都宮市今宮１丁目15番20号ラフェスタ宇都宮203
破産者　建窓こと　赤羽　道雄
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０５号
相模原市中央区田名2327番地７
破産者　有限会社泉田工業
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５１２号
相模原市中央区清新４丁目８番11号
破産者　株式会社ワイケイシープランアンドプロダクツ
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２２４４号
横浜市保土ケ谷区藤塚町３番１―307号
破産者　株式会社アサマ
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３１７号
東京都港区東麻布２丁目35番11号
破産者　三洋株式会社
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３３９号
横浜市西区高島２丁目11番２号スカイメナー横浜324
破産者　株式会社アイ・エム・イー
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３５９号
横浜市金沢区瀬戸２番５号
破産者　有限会社サロンドジュリエ
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６３号
神奈川県大和市西鶴間３丁目3086番地
破産者　有限会社ライフ・スポーツ
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６７５号
岐阜市一日市場１丁目１番地３
破産者　山野内健一
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２１４号
岐阜市中鶉６丁目21番地の１
破産者　一柳　　昇
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３２４号
岐阜市今嶺２丁目４番25号　プレジール今嶺Ｂ棟203号室
破産者　高久大こと　高久　藍衣
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４０４号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町５丁目27番地、住民票上の住所岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町４丁目204番地
破産者　天野　昌子
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４６号
岐阜県下呂市小坂町門坂216番地
破産者　ケーズ有限会社
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
愛知県岡崎市不吹町14番地332
破産者　ティーワイ通商有限会社
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係